

「自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について」（平成31年3月29日付け国自整第326号）の一部改正について
新旧対照表

（下線部分は改正部分）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自整第326号 平成31年3月29日 <u>国自整第83号</u> <u>最終改正 令和7年7月8日</u></p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局整備課長</p> <p style="text-align: center;">自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 自動車特定整備事業関係（別添） 第1号様式（認証）自動車特定整備事業の認証新規申請書 第2号様式（認証）自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添）</p>	<p style="text-align: right;">国自整第326号 平成31年3月29日</p> <p>各地方運輸局自動車技術安全部長 殿 沖縄総合事務局運輸部長 殿</p> <p style="text-align: center;">物流・自動車局整備課長</p> <p style="text-align: center;">自動車特定整備事業者等の申請・届出等の書類について</p> <p>本文（略）</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 自動車特定整備事業関係（別添） 第1号様式（認証）自動車特定整備事業の認証新規申請書 第2号様式（認証）自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>2. 指定自動車整備事業関係（別添） 第1号様式（指定）指定自動車整備事業の指定新規申請書 第2号様式（指定）指定自動車整備事業の変更（届出・申請）書 以下、（略）</p> <p>3. 優良自動車整備事業関係（別添）</p>

新	旧
<p>第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 以下、（略）</p> <p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例によることができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例による ことができる。</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第270号） 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例による ことができる。</p> <p><u>附則（令和7年7月8日 国自整第83号）</u> <u>本改正規定は、令和7年7月8日から施行する。ただし、本改正規定による様式は、なお従前の例による ことができる（施行日において申請しているものに限る。）。</u></p>	<p>第1号様式（優良）優良自動車整備事業者認定申請書 以下、（略）</p> <p>附則（平成31年3月29日 国自整第326号） 本規定の様式については、当分の間、なお従前の例による ことができる。</p> <p>附則（令和元年6月28日 国自整第42号） 改正後の通達については、令和元年7月1日から施行する。</p> <p>附則（令和2年3月13日 国自整第334号） 本改正規定は、令和2年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する分解整備に係る申請及び届出に限る。）は、令和6年3月31日までの間は、なお従前の例による ことができる。</p> <p>附則（令和3年4月27日 国自整第24号） 本改正規定による様式（道路運送車両法施行規則第3条に規定する電子制御装置整備に係る申請に限る。）は、令和3年5月31日までの間は、なお従前の例による ことができる。</p> <p>附則（令和5年3月27日 国自整第270号） 本改正規定は、令和5年4月1日から施行する。 ただし、本改正規定による様式（道路運送車両法第94条の2第1項の自動車の検査の設備の基準が「指定自動車整備事業規則等の一部を改正する省令」（令和3年国土交通省令第66号）による改正前の申請及び届出に限る。）は、令和6年9月30日までの間は、なお従前の例による ことができる。</p> <p><u>（新設）</u></p>

新	旧
<p>(別添)</p> <p>1. 自動車特定整備事業関係</p> <p>第1号様式(認証) 自動車特定整備事業の認証新規申請書</p> <p>本文 (略)</p> <p>1-① ~ 8 (略)</p>	<p>(別添)</p> <p>1. 自動車特定整備事業関係</p> <p>第1号様式(認証) 自動車特定整備事業の認証新規申請書</p> <p>本文 (略)</p> <p>1-① ~ 8 (略)</p>

新			
9 作業機械等			
	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	(略)		
作業計器	(略)		
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト		
	<u>比重計又はバッテリー・テスト</u>		
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	<u>エンジン・タコ・テスト又は 整備用スキャンツール</u>		
	<u>タイミング・ライト又は 整備用スキャンツール</u>		
	シクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	<u>(削除)</u>		
	<u>(削除)</u>		
	<u>(削除)</u>		
	タイヤ・ゲージ		
	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
炭化水素測定器			
整備用スキャンツール			
工具	(略)		
備考			
10 (略)			

旧			
9 作業機械等			
	名 称	型式・能力 等	数 量
作業機械	(略)		
作業計器	(略)		
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスト		
	<u>比重計</u>		
	コンプレッション ・ゲージ	(ガソリン用) (ディーゼル用)	
	ハンディ・バキューム・ポンプ		
	<u>エンジン・タコ・テスト</u>		
	<u>タイミング・ライト</u>		
	シクネス・ゲージ		
	ダイヤル・ゲージ		
	<u>トーイン・ゲージ</u>		
	<u>キャンバ・キャスタ・ゲージ</u>		
	<u>ターニング・ラジアス・ゲージ</u>		
	タイヤ・ゲージ		
	検車装置		
	一酸化炭素測定器		
炭化水素測定器			
整備用スキャンツール			
工具	(略)		
備考			
10 (略)			

新

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

本文（略）

1～10-②（略）

1.1 作業機械等

	名称	型式・能力等	数量	
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	<u>比重計又はバッテリー・テスタ</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(加圧用)		
		(吸セル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスタ又は 整備用スキャンツール</u>			
	<u>タイミング・ライト又は 整備用スキャンツール</u>			
	シクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	<u>(削除)</u>			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
炭化水素測定器				
整備用スキャンツール				
工具	(略)			
備考				

旧

第2号様式（認証）

自動車特定整備事業の変更（届出・申請）書

本文（略）

1～10-②（略）

1.1 作業機械等

	名称	型式・能力等	数量	
作業機械	(略)			
作業計器	(略)			
点検計器 及び 点検装置	サーキット・テスタ			
	<u>比重計</u>			
	コンプレッション ・ゲージ	(加圧用)		
		(吸セル用)		
	ハンディ・バキューム・ポンプ			
	<u>エンジン・タコ・テスタ</u>			
	<u>タイミング・ライト</u>			
	シクネス・ゲージ			
	ダイヤル・ゲージ			
	<u>トーイン・ゲージ</u>			
	<u>キャンバ・キャスト・ゲージ</u>			
	<u>ターニング・ラジラス・ゲージ</u>			
	タイヤ・ゲージ			
	検車装置			
	一酸化炭素測定器			
炭化水素測定器				
整備用スキャンツール				
工具	(略)			
備考				

新

2. 指定自動車整備事業関係

第1号様式 (指定)

指定自動車整備事業の指定新規申請書

本文 (略)

1-① ~ 3 (略)

4-① 機械・工具及び計器類

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスト		
電子計測機器		
検車装置		
省 力 化 機 器 (大 型 車)	電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ	
	ホイールドーリー	
	増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ	
<small>(注) 省力化機器 (大型車) 欄については、工員数4名で大型車を扱う事業場の場合に記載すること。</small>		

4-② ~ 5-③ (略)

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

本文 (略)

1-① ~ 5-③ (略)

旧

2. 指定自動車整備事業関係

第1号様式 (指定)

指定自動車整備事業の指定新規申請書

本文 (略)

1-① ~ 3 (略)

4-① 機械・工具及び計器類

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスト		
電子計測機器		
検車装置		
新 設	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	
<small>(新設)</small>		

4-② ~ 5-③ (略)

第2号様式 (指定)

指定自動車整備事業の変更 (届出・申請) 書

本文 (略)

1-① ~ 5-③ (略)

新

6 省力化機器

省力化機器の名称	数	能力
電動クレーン又は トランスミッション・ジャッキ		
ホイールドーリー		
増力装置付きシグナル式トルクレンチ 又はトルク設定型インパクトレンチ		

(注)工員数4名で大型車を扱う事業場であって、変更申請の場合に記載すること。

3. 優良自動車整備事業関係

第1号様式 (優良)

優良自動車整備事業者認定申請書

本文 (略)

1 ~ 4-①I (略)

4-①II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスト		
電子計測機器		
検車装置		
省力化機器 (大型車)	電動クレーン又はトランスミッション・ジャッキ	
	ホイールドーリー	
	増力装置付きシグナル式トルクレンチ又はトルク設定型インパクトレンチ	

(注)省力化機器 (大型車) 欄については、工員数4名で大型車を扱う事業場の場合に記載すること。

以下、(略)

旧

(新設)

3. 優良自動車整備事業関係

第1号様式 (優良)

優良自動車整備事業者認定申請書

本文 (略)

1 ~ 4-①I (略)

4-①II 整備用・検査用機械器具設備 (二種整備工場の記載項目)

項目	数	能力
オイル・バケットポンプ		
ホイール・バランサ		
フリー・ローラ		
ラジエータ・キャップ・テスト		
電子計測機器		
検車装置		
(新設)	(新設)	
	(新設)	
	(新設)	

(新設)

以下、(略)